

## 子育て・熟年者支援について

### 一 調査項目

- (一) 子育て支援に関する事項
- (二) 熟年者の健康と生活、生きがい及び住まいに関する事項
- (三) 介護支援の充実に関する事項

### 二 特別委員会設置

本調査のため地方自治法第百十条及び江戸川区議会委員会条例第四条の規定に基づき、本議会に十二人をもって構成する「子育て・熟年者支援特別委員会」を設置する。

### 三 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

### (説明)

少子・高齢社会の到来を迎え、子育て・介護の問題が大きな課題となっている中、地域での次代を担う人づくりのための子育て支援や、すべての熟年者が、地域でいきいきと安心して暮らせるよう健康と生活、生きがい及び住まいに関し、必要な条件の整備を行なう必要がある。

また、介護保険の円滑な運用や、新たな福祉システムの構築に努める必要がある。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、地方自治法第百十二条第一項の規定により本案を提出する。